



近畿地方整備局 大阪国道事務所	配布日時	平成27年1月14日 14時00分
資料配布		

件名	<b>災害時に備えた道路啓開訓練を実施</b> ～災害対策基本法の改正に伴う放置車両等の移動訓練を実施～
----	---

概要	<p>○ 平成26年11月に「災害対策基本法の一部を改正する法律」が施行され、大規模災害時等において道路啓開をすすめ、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両等の対策強化が図られることとなりました。</p> <p>○ この法改正を踏まえて、国土交通省大阪国道事務所では、大阪府・大阪府警察と連携し、「南海トラフ巨大地震」を想定した車両移動に関する法手続きと実働作業についての合同訓練を以下のとおり実施します。</p> <p>日時：平成27年1月20日（火）10時00分～ ※小雨決行。但し、荒天の場合は中止。</p> <p>場所：大阪市此花区北港白津2丁目地内（舞洲）</p> <p>内容：災害対策基本法に基づいた車両移動訓練</p> <p>その他：現地取材可能</p> <p>※駐車場の確保等がありますので、事前登録を平成27年1月19日（月）17時までに、下記の問合せ先に、連絡願います。</p>
----	---

取扱い	—
-----	---

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 TEL 06-6932-1421（代表） 副所長 平 兆雄（内線204） 管理第二課長 竹田佳宏（内線441） 大阪府 都市整備部 交通道路室 道路環境課 今井、中田 TEL 06-6941-0351（代表）（内線2923） 大阪府警察本部 交通部 交通規制課 芦谷栄樹 TEL 06-6943-1234（代表）（内線51790）
------	--

# 車両移動訓練について

## 【目的】

- 大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、平成26年11月21日に「災害対策基本法の一部を改正する法律」が施行されました。
- 南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されることから、放置車両対策等の強化が図られ支障となる車両の撤去が可能となりました。
- 今回は、大阪国道事務所・大阪府・大阪府警察とで、合同訓練を実施し、「災害対策基本法」の手続きの確認や、災害時の緊急車両の通行に支障となる放置車両の移動訓練を実施し、大規模災害等への備えを実施して参ります。

## 【訓練内容】

### ●実施日及び実施場所

- ・実施日:平成27年1月20日(火) 10:00~12:00
- ・実施場所:大阪市此花区北港白津2丁目地先(舞洲)
- ・受付:訓練本部会場 9:00~

### ●参加機関

- ・国土交通省大阪国道事務所
- ・大阪府
- ・大阪府警察

### ●訓練内容

- 1)交通管理者(大阪府警察)より応援要請(瓦礫及び放置車両の発見)
- 2)道路管理者(大阪国道事務所、大阪府)による災害対策基本法に基づく道路区間の指定
- 3)車両の所有者等に対して、車両の移動命令
- 4)道路管理者による車両の移動(フォークリフト・レッカー車等による移動)
- 5)緊急車両の通行路確保

## ◆訓練会場 位置図



## ◆実施会場



車両移動訓練会場<舞洲地区臨港道路>



訓練本部 駐車場及び受付(消防局訓練用地)

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

**改正の背景**

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



**法律の概要**

**1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）**

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等 に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動  
 （その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）

※ ホイールローダー等による車両移動



（首都直下地震における八方向作戦の例）

**2 土地の一時使用等**

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策（例：ホイールローダーによる移動）

**3 関係機関、道路管理者間の連携・調整**

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能  
 （都道府県知事は、市町村に対し指示が可能）

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応